

令和4年7月1日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

生活安全部長

非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）

「非行少年を生まない社会づくり」については、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」（以下「三重県版コネクションズ」という。）と「少年を見守る社会気運の向上」を2本柱として諸対策を推進中であり、三重県版コネクションズについては、「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（令和3年10月28日付け少発第323号。以下「旧通達という。」）に基づき取り組んでいるところであるが、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、「三重県版コネクションズ」の実施要領等について新たに下記のとおり定めたことから、これら事項を踏まえつつ、効果的な推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 三重県版コネクションズ

1 意義

一般に、立ち直り支援活動とは、家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年について、健全な状態への立ち直りを支援するために行う諸活動をいうところ、「三重県版コネクションズ」とは、2(2)アで定める連絡対象少年及びその保護者に警察から積極的に連絡をとり、保護者から支援の同意（対象となる少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。以下同じ。）の場合は、本人からの同意）が得られた少年に対して、その立ち直りを支援する活動を行うものである。

なお、三重県版コネクションズは、少年の保護者の同意を得て行う活動であることから、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条第2項の継続補導と位置づけられるものである。

2 実施要領

(1) 立ち直り支援業務従事者の指定

生活安全部長は、少年サポートセンターに配置された少年育成支援官等の中

から立ち直り支援業務に従事できる者を指定し、少年課長は氏名を記載した「立ち直り支援業務従事者名簿」（様式第1。以下「支援名簿」という。）を年度ごとに作成すること。

(2) 連絡の対象となる少年の報告等

ア 連絡の対象となる少年の報告

警察署長は、管轄区域内に居住する、過去に非行少年として取扱いのあった少年について、少年カードの内容や少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第5条第1項により通知される少年事件の処分結果（少年事件処分結果通知書。以下「処分結果」という。）等を活用し、

- 当該少年の非行歴・補導歴
- 保護者の監護能力その他の家庭環境
- 修学・就労状況、交友関係その他の周囲の環境
- 警察として把握している範囲の当該少年の近況

等を総合的に勘案した上で、周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状態にある可能性があるとして認められる少年（少年審判手続中又は保護処分中であることが判明している少年を除く。以下「連絡対象少年」という。）を連絡対象として、「連絡対象少年報告書」（様式第2）により、少年課長に随時報告すること。

連絡対象少年の報告に当たっては、随時、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号）第13条第1項の少年事件選別主任者（以下「少年事件選別主任者」という。）の意見を聴くものとし、特に、不良交友関係が非行の要因と認められる少年、短期間に非行等を繰り返している少年、保護者の監護がほとんど期待できない少年等、非行に走る可能性がより高いと認められる少年が報告から漏れることのないようにすること。

イ 連絡対象少年の選定等

(7) 連絡対象少年の選定

少年課長は、県内における少年非行の状況、再非行者数、少年サポートセンターの体制等を踏まえた上で、報告を受けた少年の中から、立ち直りを支援する必要性が認められる少年を連絡対象少年に選定すること。

なお、連絡対象少年には、家庭裁判所の終局決定（以下「決定」という。）後の少年が含まれるところ、家庭裁判所においては、決定を行う際にそれまでの間の一切の事情を考慮していることから、決定後の少年を連絡対象少年として選定する場合は、決定後の新たな事情、例えば、審判不開始決

定後、深夜はいかい等で繰り返し補導されるようになった場合や、不処分決定後、保護者の指導に従わず非行集団との交友関係が再開された場合等の事情を勘案すること。

(イ) 他機関における対応が適当と認められる少年への対応

少年課長は、連絡対象少年の選定段階において、少年の素行・家庭環境等から、臨床心理士等の専門家の知見を踏まえ、他機関における対応が適当と認められるときは、適宜、関係機関への通告・送致等の所要の措置をとるよう各警察署を指導・支援すること。また、関係機関への連絡等に当たっては、少年課より所要の働き掛けに努めることとする。

なお、適切な措置を講じるためには少年の家庭環境を把握しておくことが必要不可欠であることから、警察署においては、保護者等と密接な連絡をとるなどにより、連絡対象少年の問題状況の把握に努めること。

ウ 連絡の実施

(ア) 少年に連絡を行う職員

少年課長は、支援名簿から適任者を充て連絡を行わせるものとする。ただし、当該連絡を実施する前に、捜査・調査等を通じて少年や保護者との信頼関係がある警察職員が事前に当該連絡がある旨の通知を行うことを妨げるものではない。

(イ) 連絡の実施及び保護者からの同意の獲得

(ア)により連絡対象少年に連絡を行う職員（以下「連絡担当者」という。）は、原則として、まず当該少年の保護者、次に少年本人に対し、電話、訪問、手紙等の方法で連絡して、当該少年の近況を確認するものとし、少年が周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状態にあり、立ち直りのための支援活動（以下「支援活動」という。）が必要と認めた場合には、保護者及び少年に対し、本活動の趣旨、必要性等を説明した上で、保護者の同意の獲得に努めること。ただし、当該少年が特定少年の場合は、本人の同意を得るものとする。また、この場合に、当該特定少年の非行の防止を図る観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

(ウ) 保護者及び少年の心情等に配慮した三重県版コネクションズの実施

連絡の際は、保護者及び少年に対し、警察職員であることを告げた上で、三重県版コネクションズが捜査活動ではなく、少年の再非行を防止するなど立ち直り支援活動の一環として行っていることを丁寧に説明し、不必要な警戒、不安感等を除去すること。

(エ) 連絡対象外と判明した少年への対応

連絡担当者が近況を確認した結果、少年が再び非行に走る可能性が低く、支援活動の必要がないと認められる場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、必要に応じて継続補導の対象とする。また、少年が保護観察中又は児童福祉施設入所中であることが判明した場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、保護観察所又は児童福祉施設の長に対し、本活動の趣旨及び保護者が支援を求めていることを連絡し、協力要請があった場合に限り支援活動を行うものとする。

なお、当該連絡の結果については、確実に保護者に連絡すること。

(オ) 連絡状況の記録

連絡担当者は、保護者等への連絡実施状況を「連絡対象少年選定結果報告書」（様式第3）により連絡担当者の所属警察署長及び少年課長に報告すること。

(3) 支援の対象となる少年に対する対応等

ア 少年の支援を担当する職員

少年課長は、(2)ウ(イ)により保護者から支援に係る同意があった少年（以下「支援対象少年」という。）に対する支援活動を中心となって行う職員（以下「支援担当者」という。）には、支援名簿から適任者を充てるものとする。また、少年課長は、支援担当者の指定に当たり、対象少年の性別、年齢、性格等や職員の業務経験等を考慮の上、最もふさわしい者を指定するとともに、必要に応じて支援名簿の中より他の職員を支援担当者の補助者として指定するなど、支援活動について管理を徹底すること。

特に女兒の支援を行うに当たっては、必ず女性警察職員を支援担当者に充てること。

なお、支援名簿の中より男性警察職員を女兒の支援担当者の補助者に指定する場合には、必要性を十分に審査し、生活安全部長の了解を得た上で指定すること。

イ 支援活動の記録

支援活動の開始及び経過については、「立ち直り支援活動簿」（様式第4。以下「活動簿」という。）により支援担当者の所属警察署長及び少年課長に報告すること。

ウ 目標の設定

支援担当者は、支援対象少年が抱える問題を一定程度把握した段階におい

て、支援対象少年及び保護者とも相談の上、真に立ち直りに資する目標を設定し、活動簿に記載することとし、概ね半年ごとに達成状況及び当該少年の改善状況を踏まえ、必要に応じ修正、変更、追加等を行うこと。

エ 支援活動の実施

支援担当者は、支援対象少年及び保護者と継続的に連絡を取り、相互の信頼関係を構築し深めていく中で、悩みを聞いたり、求めに応じて指導・助言を行うものとし、月数回以上の実施に努めること。

なお、支援対象少年への連絡に当たっては、必ず保護者への連絡を入れること。ただし、当該少年が特定少年の場合は、本人に連絡を入れるものとする。また、この場合に、当該特定少年の非行の防止を図る観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

加えて、あらかじめ連絡手段（電話、手紙等）、連絡時間等のルールを定めておくなど、連絡が円滑に行われるよう努めるとともに、面接を行う場合には、当該少年が面接しやすい時間、場所を選定するよう配慮すること。また、社会奉仕体験活動、生産体験活動、スポーツ活動等（以下「社会奉仕体験活動等」という。）への参加は、少年を取り巻くきずなを強化する手段として効果が認められることから、必要により個々の少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等の実施に努めるものとし、実施に当たっては少年の保護者、友人等にも参加を求めるなど、少年が参加しやすい環境の醸成に努めること。

支援担当者は、頻度、方法等を検討して、これらの活動を計画的に実施するものとし、少年等への連絡・面接状況、少年の諸活動への参加状況その他特異な状況等について、その都度、活動簿に記載し、少年課長から必要な指示を受けるとともに、その詳細については、「立ち直り支援実施簿」（様式第5）により少年課長に報告の上、必要に応じて警察署長に報告すること。

オ 支援活動の終了

少年課長は、ウで設定した目標の達成状況、修学・就労の状況、家庭、学校、交友その他の環境改善の状況等を総合的に勘案し、支援活動を更に継続する必要がないと認められる場合には、支援対象少年及び保護者にその旨を説明した上で支援活動を終了する。ただし、当該少年が特定少年の場合は、本人に説明した上で支援活動を終了するものとする。この場合に、当該特定少年の両親等に併せて説明することは差し支えない。また、当該少年又は保護者から引き続き支援を求められたときは、必要に応じて継続補導の対象とする。

なお、支援対象少年が再び非行によって検挙等された場合、保護者の同意を得て支援活動を開始した少年の保護者が支援の継続を断った場合等においても、支援活動を終了するものとする。

3 実施上の留意事項

(1) 検挙、補導時等における説明等の実施

少年を検挙、補導した際には、取調べ担当者等から少年及び保護者に対し、三重県版コネクションズの内容や、家庭裁判所等の終局決定等の後に連絡する場合があること等を説明するとともに、その実施状況を少年事件選別主任者等が確認するなど、確実な説明を行うこと。また、支援活動について適時適切な広報に努め、少年や保護者が支援活動を理解し、支援を求めやすい環境づくりに努めること。

(2) 支援対象少年に関する情報等の把握と活用

支援担当者は、支援活動中、支援対象少年の生活状況、修学・就労状況、不良行為による補導状況等の把握や、学校・警察連絡制度等を活用した学校を始めとする関係機関等が把握している当該支援対象少年に関する情報の入手に努め、これらを活用したタイミングの良い効果的な支援活動を行うこと。また、支援活動の成否は、保護者の監護能力や家庭環境に左右される場合が多いことから、保護者に関する情報の把握にも努め、必要に応じ関係機関と連携するなど保護者に対する指導・助言を行うこと。

なお、支援活動を通じ、支援対象少年が犯罪少年、ぐ犯少年等に当たると思料したときには、遅滞なく必要な捜査・調査、関係機関への送致等を行うこと。

(3) 支援対象少年に応じた効果的な支援の推進

少年課長は、支援活動の推進状況を確実に把握するとともに、随時検証し、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関による支援が専門的知見に基づく支援が少年に対して行われるよう、関係機関との連携を推進し、支援対象少年に対する効果的な支援を行うこと。

(4) 技能指導官等の指定及び活用

少年課長は、支援活動等に卓越した技能を有する警察職員について技能指導官等への指定を促進するとともに、技能指導官等に支援担当者に対する指導・助言、支援等に当たらせるなど、支援活動の知識及び技能の向上に努めること。

(5) 少年警察ボランティア等と連携した効果的な支援活動の推進

社会奉仕体験活動等は、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験をさせることを通じてきず

なを実感させることにより、少年たちの心のよりどころとなる新たな「居場所」を作るものであることから、支援担当者は、各警察署の少年担当警察職員と連携し、少年警察ボランティア等の社会奉仕体験活動等への積極的な参画を促進するとともに、地域住民等を巻き込んだ活動の実施に努めること。また、地域住民等の間に支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティア等の活動に関する広報の充実に努めるとともに、当該活動の促進を図るため、少年警察ボランティア等に対する研修や謝金の支給等の支援の充実に努めること。

なお、社会奉仕体験活動等を少年警察ボランティア等と協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年警察ボランティア等に伝えること。ただし、個人情報が特定少年に係るもの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すること。

(6) 少年警察学生ボランティアの裾野拡大・活性化

支援対象少年と年齢が近く、少年の気持ち・言葉を理解できる少年警察学生ボランティア（以下「若樫サポーター」という。）は、スポーツ活動や学習支援等の支援活動や街頭補導活動などを積極的、効果的に推進することができ、その活動が期待できることから若樫サポーターの拡充に向けて、大学及び専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置するもので大学院及び短期大学を含む。）等に対する協力依頼を年間を通じて強化すること。

(7) 関係機関等との連携の強化

ア 支援活動における関係機関との連携の確保等

支援活動を推進するに当たっては、平素からその趣旨を学校等の教育関係機関、家庭裁判所、矯正・更生保護関係機関、児童福祉関係機関、労働関係機関等の関係機関に説明した上、必要に応じ支援活動を行う際の連携を求めること。

イ 少年サポートチームの活用による効果的な支援活動の実施

支援対象少年の立ち直りを図る上では、児童相談所、学校等の関係機関・団体が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、その積極的な活用に努めること。

ウ ハローワーク等との連携強化による就労支援の推進

支援活動として就労支援を行うに当たっては、ハローワーク等との連携強化により積極的な就労支援に努めること。

特に、問題を抱えた少年の雇用に協力的な特定の企業等と少年との橋渡しを行おうとする場合には、職業安定法（昭和22年法律第141号）の趣旨に鑑み、あらかじめ地域を管轄するハローワークに支援活動の内容を説明し協力を求めた上で、当該企業等及び少年に関する情報提供を行い、ハローワークが少年に職業紹介や職業相談等の就労支援を行うのに合わせて、少年の就労活動や就労の継続に資するよう側面的支援に努めること。

第2 少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなを強化し、少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を深め、少年に対して、厳しくも暖かい目で見守る「大人の目」があることを伝えていく必要がある。

1 地域住民等に対する非行情勢等の積極的な情報発信

少年の規範意識の向上を図るための活動を推進する上で、少年を取り巻く地域住民等の理解と協力が不可欠であり、また、少年を見守る社会気運を向上するためには、地域ぐるみの総合的な取組へと発展させる必要があることから、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対し、地域の非行情勢や非行要因等について適時適切な情報発信を行うこと。

2 企業等に対する積極的な情報発信による支援活動への理解・協力の促進

支援対象少年に対する就労支援や社会奉仕体験活動等の支援活動を推進する上で、企業等の参加・協力を得ることがより効果的であることから、企業等に対し、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信を行うとともに、具体的な支援活動の内容や少年の立ち直り事例の紹介等による感銘力のある情報発信を通じて、企業等の理解や参加・協力の促進を図ること。

3 声掛け・あいさつ運動等の実施

少年警察ボランティア、防犯ボランティア、小・中学校、高等学校等と連携した、通学時等における少年への声掛け・あいさつ運動の実施や、職場体験、各種スポーツ活動等、地域における大人と少年が共に参加、触れ合う機会の確保等、少年が地域において見守られていると実感できる取組を行うこと。

4 規範意識の醸成を図るための取組の推進

(1) 小学校等への働き掛けの強化

少年の規範意識醸成のため、学校と連携した非行防止教室等の取組を一層推進すること。特に全国的な少年非行の低年齢化を踏まえ、未就学園児、小学生の少年（以下「低年齢の少年」という。）に対する非行防止教室等の必要性に

ついて理解が得られるよう小学校等への働き掛けを強化し、積極的な実施に努めること。

(2) キッズ“輝け”(KAGAYAKE) スクールの実施

低年齢の少年は、年齢等によってその理解力等が大きく異なることなどを踏まえ、対象となる少年の年齢や発達段階に応じ、未就学園児に対しては、テーマやメッセージが明確で視覚に訴える紙芝居教材を活用し、小学生に対しては、少年の心により響く感銘力の高い方法であるTT(チームティーチング)方式(制服を着用した警察官又は少年育成支援官を授業支援者として派遣し、学級担任等と協働した指導を行うもの)によるキッズ“輝け”(KAGAYAKE) スクールを積極的に実施すること。また、教室の実施に当たっては、少年警察ボランティアやスクールサポーター等の活用にも配慮すること。

(3) 低年齢の少年に対する啓発機会の拡充

より多くの低年齢の少年の規範意識の醸成を図るため、他部門等が学校等において実施する啓発の機会を利用するなど、低年齢の少年に対する啓発機会の拡充に努めること。また、非行防止教室の実施後に学校等が独自に再度学習する機会を設けることにより、規範意識の定着を図るよう、学校等に働き掛けること。

(4) 保護者の参加等の促進

少年の規範意識醸成には、保護者の影響が大きいことから、保護者に対する教室の開催や、低年齢の少年を対象とした非行防止教室において、保護者の参加を得るよう努めるとともに、保護者参観の日に併せて実施するなど、保護者に対する啓発機会の拡充に努めること。また、参加できない保護者も含めてリーフレット等を配布するなど、分かり易い方法により、家庭での振り返りを促すこと。

(5) 教職員等に対する情報提供の促進

教職員、保育士等は、少年と日常的に接しており、その影響も大きく、また、少年に対する啓発機会の拡充にも資することとなるため、これらの者に対して、少年非行の情勢やその要因、低年齢のうちからの非行防止教養の重要性等について、情報提供を積極的に行うこと。

第3 計画的な取組の推進

1 総合力の発揮

非行少年を生まない社会づくりは、将来の非行防止及び犯罪抑止という点で大きな効果があると考えられるものであり、少年部門のみの活動として捉えること

なく、総合力を発揮した各種活動を推進すること。

2 職員に対する教養

警察署長は、署員に対し、非行少年を生まない社会づくりの趣旨等についての教養を行うこと。

3 効果的な広報の実施

非行少年を生まない社会づくりについて適時適切な広報に努め、特に三重県版コネクションズは、少年や保護者が警察の活動を理解し、支援を求めやすい環境づくりに努めること。また、居場所づくり活動に特化して広報を実施する際には、事前に少年や保護者から承諾を得ておくとともに、少年課長へ報告し、調整を図ること。

4 少年相談・街頭補導等に基づく継続補導の推進

少年相談活動、街頭補導等を通じ把握した不良行為少年等に対して実施する継続補導については、三重県版コネクションズと同様、「非行少年を生まない社会づくり」を推進する上で必要かつ重要な取組であることから、引き続きその推進に努めること。また、街頭補導は、継続補導の契機となるだけでなく、連絡対象少年の選定や支援活動を実施する上でも重要な活動であることから、少年の行動実態に合った街頭補導を実施すること。

5 適正な業績評価による賞揚の推進

「非行少年を生まない社会づくり」を推進するための各種活動は、少年の規範意識の向上と社会とのきずなの強化を図って将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組として、極めて重要であることを踏まえ、少年の規範意識向上施策や支援活動に従事する職員等について数字に表れない業績を適正に評価し、賞揚に努めること。

6 三重県再犯防止推進計画への協力

三重県において、令和2年3月に「三重県再犯防止推進計画」が策定されていることから、各警察署は、少年の再非行の観点からこれに必要な協力を行うこと。

様式第2

署 長	副 署 長	課 長	係 長	主 任	係

連絡対象少年報告書

年 月 日

作 成 者	所属 階級（職名）	氏名
-------	--------------	----

1 連絡対象少年

ふりがな 氏 名				（ 男 ・ 女 ）
生年月日	（ 歳 ）	学 職		
住 居				
連 絡 先				
非 行 歴	非 行 歴 件	非行の概要：		
	触法事案 件			
	補 導 歴 件	処分結果： （ 年 月 日 ）		
保 護 者	氏名：	年齢：	続柄：	連絡先：

2 連絡対象少年チェックリスト

	判 断 項 目	態 様	チェック欄
1	非行歴等	・過去に非行歴を有している。	<input type="checkbox"/>
2	保護者の監護能力 その他の家庭環境	・溺愛、放任等により、保護者の監護能力が低い。	<input type="checkbox"/>
		・家出や無断外泊を行うなど、保護者の正当な監護に服さない状態にある。	<input type="checkbox"/>
3	修学・就労状況、 交友関係その他の 周囲の環境及び警察 として把握して いる範囲の当該少 年の状況	・正当な理由がなく、不登校の状態となっている。	<input type="checkbox"/>
		・正当な理由がなく、無職の状態となっている。	<input type="checkbox"/>
		・学校における指導に不服従の状態であるなど、学校内で問題行動を行っている。	<input type="checkbox"/>
		・夜間に公園等でい集するなど、不良行為を繰り返している。	<input type="checkbox"/>
		・非行、問題行動を行っている者と付き合っている。	<input type="checkbox"/>

3 連絡対象少年選定結果【少年課使用欄】

課 長	次 長	副センター長	係 長	主 任

年 月 日

<input type="checkbox"/> 連絡対象少年に選定する。_____を連絡担当者に指定する。 <input type="checkbox"/> 連絡対象少年に選定しない。 [選定しない理由： _____]
--

様式第3

課長 署長	次長 副署長	副センター長 課長	係長	主任	係

連絡対象少年選定結果報告書

連絡担当者	所属 階級（職名）	氏名
-------	--------------	----

1 連絡対象少年

ふりがな 氏名	年 月 日生（ 歳）	性別： 男・女
住居	電話番号	
学校又は 勤務先	勤務先電話	
保護者	電話番号	

2 連絡実施状況

	保 護 者	連 絡 対 象 少 年
連絡日時		
連絡方法	電話・面接・その他（ ）	電話・面接・その他（ ）
連絡状況		
参考事項		

※保護観察中又は児童養護施設入所中の少年に対する支援となる場合は、保護観察所長又は児童養護施設の長に対し、支援を実施する旨を伝え、支援に対する理解と協力を得て、その経過は参考事項欄に記載すること。

3 連絡実施結果

<input type="checkbox"/> 支援に同意 <input type="checkbox"/> 支援に不同意【理由： _____】
--

4 支援担当者等の指定について

年 月 日

<input type="checkbox"/> _____ を支援担当者に指定する。 <input type="checkbox"/> _____ を支援補助者に指定する。
--

様式第4（その1）

課 長 署 長	次 長 副 署 長	副センター長 課 長	係 長	主 任	係

立ち直り支援活動簿

1 支援担当者等

支援担当者	所属	氏名
支援補助者	所属	氏名

2 支援対象少年

ふりがな 氏名	年 月 日生（ 歳） 性別： 男・女				
住居	電話番号				
学校又は 勤務先	勤務先電話				
保護者	電話番号				
家族 構 成	氏名	年齢	続柄	職業・学校	住居

非 行 の 概 要 等	【非行の概要】				
	【非行歴 件（最終処分： 年 月 日・処分内容： ）】				
立ち直り支援を 必要とする理由					
目標設定の内容					
その他 参考事項					
支援開始日	年 月 日				
支援解除日 【解除理由】	年 月 日				

